千早赤阪村における自家用有償旅客運送の登録有効期間について

令和８年度　第３回
広域協議会　資料４

① 趣旨

令和7年度第4回協議会においてご承認いただいた、千早赤阪村における自家用有償旅客運送につきまして、その後の登録証交付に伴い内容に差異が生じたため、有効期間の記載について下記のとおりご報告および訂正いたします。

② 新旧対比

新

千早赤阪村における自家用有償旅客運送の更新について

令和７年度　第４回
広域協議会　資料５

① 趣旨

千早赤阪村における自家用有償旅客運送の有効期間が令和7年12月14日までとなっているため、道路運送法第79条の6に基づき、国土交通大臣に有効期間の更新を申請するもの

② 更新内容

1．名称、住所、代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
千早赤阪村	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地	千早赤阪村長　菊井　佳宏

2．登録番号　近大交第9号

3．更新後の有効期間　令和7年12月15日～令和10年12月14日

4．運送の区域
富田林駅前～森屋西口～千早赤阪村立中学校前



旧

千早赤阪村における自家用有償旅客運送の更新について

令和７年度　第４回
広域協議会　資料５

① 趣旨

千早赤阪村における自家用有償旅客運送の有効期間が令和7年12月14日までとなっているため、道路運送法第79条の6に基づき、国土交通大臣に有効期間の更新を申請するもの

② 更新内容

1．名称、住所、代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
千早赤阪村	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地	千早赤阪村長　菊井　佳宏

2．登録番号　近大交第9号

3．更新後の有効期間　令和7年12月15日～令和9年12月14日

4．運送の区域
富田林駅前～森屋西口～千早赤阪村立中学校前

